

会計基準設定における連結基礎概念の考察
(要 旨)

一橋大学大学院商学研究科
博士後期課程 経営・会計専攻
青木 康晴

I. 本論文の構成

第1章 本論文の目的と構成

- 第1節 はじめに
- 第2節 本論文の目的
- 第3節 研究の背景
- 第4節 本論文の分析アプローチと構成

第2章 連結会計の国際的潮流にみる連結基礎概念

- 第1節 はじめに
- 第2節 連結基礎概念と連結会計処理
- 第3節 FASB・IASBの会計基準設定にみる連結基礎概念
- 第4節 わが国の会計基準設定にみる連結基礎概念
- 第5節 まとめと考察

第3章 コメントレーターにみる連結基礎概念

- 第1節 はじめに
- 第2節 修正 SFAS141 公開草案のコメントレーター分析
- 第3節 修正 ARB51 公開草案のコメントレーター分析
- 第4節 公開草案の帰結 — 修正 SFAS141 および SFAS160 の公表—
- 第5節 まとめと考察

第4章 所有権理論からみた連結会計の検討

- 第1節 はじめに
- 第2節 研究の背景と検討課題の提示
- 第3節 所有権理論とは何か
- 第4節 所有権理論からみた連結会計の検討
- 第5節 関連会社およびジョイントベンチャーの会計処理の検討
- 第6節 まとめと考察

第5章 連結基礎概念をめぐる意見対立の要因分析

- 第1節 はじめに
- 第2節 研究の背景と仮説の設定
- 第3節 利益観および持分概念に関する分析
- 第4節 自己創設のれんの資産計上に関する分析
- 第5節 仮説の背後にある要因の分析
- 第6節 まとめと考察

第6章 資産および負債の評価方法に関する実証研究

- 第1節 はじめに
- 第2節 研究の背景と検討課題の提示
- 第3節 サンプルの抽出と部分時価評価法を採用している企業の特徴
- 第4節 検証モデル
- 第5節 検証結果
- 第6節 まとめと考察

第7章 のれんの計上方法に関する実証研究

- 第1節 はじめに
- 第2節 研究の背景と仮説の設定
- 第3節 サンプルの抽出と検証モデル
- 第4節 検証結果
- 第5節 まとめと考察

第8章 少数株主利益の表示に関する実証研究

- 第1節 はじめに
- 第2節 先行研究のレビューと検討課題の提示
- 第3節 仮説の設定とサンプルの抽出
- 第4節 利益の持続性に関する検証
- 第5節 株式市場からの評価に関する検証
- 第6節 まとめと考察

第9章 連結決算中心主義下における個別利益の役割

- 第1節 はじめに
- 第2節 先行研究のレビューと仮説の設定
- 第3節 サンプルの抽出と分析手法
- 第4節 損失回避と前期配当の有無に関する検証
- 第5節 利益と前期配当の差額に関する検証
- 第6節 まとめと考察

第10章 結論と今後の展望

- 第1節 はじめに
- 第2節 各章（第2章から第9章）のまとめ
- 第3節 本論文の結論
- 第4節 本論文の貢献
- 第5節 今後の展望

参考文献

II. 各章の概要

第1章 本論文の目的と構成

連結財務諸表を作成する際の基本的な考え方を連結基礎概念といい、代表的なものとして比例連結概念、親会社概念、経済的単一体概念の3つが挙げられる。近年では、欧米の会計基準設定機関（FASB・IASB）によって経済的単一体概念に基づく会計基準設定が進められている。一方、わが国（ASBJ）は親会社概念を支持しており、欧米の動向に対して総じて否定的である。

本論文では、こうした現状を踏まえて、連結基礎概念に関する理論的および実証的研究を行う。導入にあたる第1章では、なぜ連結基礎概念について検討する必要があるのか、何を目的として検討を行うのかについて説明し、さらに本論文の分析アプローチや論文全体の構成について述べている。本論文の目的は3つあり、それぞれの詳細は以下の通りである。

1 つめは、会計基準設定における連結基礎概念の意義を明らかにすることである。上述のように、ASBJが親会社概念を支持している一方、FASB・IASBは経済的単一体概念を支持している。しかし、後の章で詳しく述べるように、いずれの会計基準設定機関が認める連結会計処理も、1つの連結基礎概念に完全に基づいているわけではない。会計基準設定にあたって、連結基礎概念はどのような意義を持ち得るのだろうか。会計基準設定機関は、1つの連結基礎概念に基づいて会計基準設定を行うべきなのだろうか。こうした点を明らかにすることが、本論文の1つめの目的である。

2 つめは、連結基礎概念をめぐるわが国と欧米の意見対立の本質を明らかにすることである。わが国と欧米の間で支持する連結基礎概念が異なる背景には、法体系や金融市場の特徴といった、ローカルな要因の相違が潜んでいる可能性がある。そうした相違が（すべてではないにせよ）会計基準をめぐる意見対立を引き起こしているのだとすれば、両者の関係を論理的に解明することによって、コンバージェンスに向けて建設的な議論を行うための視座を提供することができるかもしれない。

3 つめは、会計基準設定機関が関心を寄せる論点を検討することである。連結基礎概念は連結会計を支える根本的思考であるため、その意義や意見対立の要因を検討することによって、連結会計をめぐるその他の論点や財務会計の基礎概念についても何らかの示唆を得られる可能性がある。本論文では、Stanford大学のMary Barth教授が提示した論点の一部を取り上げて検討対象とする。同教授はIASBのメンバーでもあり、自身の論文の中で会計基準設定に関連する論点を数多く挙げている。

第2章 連結会計の国際的潮流にみる連結基礎概念

第2章では、連結基礎概念の種類と連結会計処理の関係について整理し、各会計

基準設定機関（ASBJ・FASB・IASB）が公表する公開草案や会計基準の分析を通じて、会計基準設定における連結基礎概念の位置づけについて検討している。

FASB・IASBによる企業結合プロジェクト第2フェーズ以前の各会計基準設定機関の連結会計処理を比較すると、ASBJが認める会計処理とFASBが認める会計処理は近似しており、そこには親会社概念と経済的単一体概念が混在している。一方、IASBの認める連結会計処理は、そのほとんどが経済的単一体概念に基づくものであった。

その後、FASB・IASBは共同で第2フェーズの審議を行い、2005年6月に2つの公開草案（修正SFAS141公開草案および修正ARB51公開草案）を公表した。ここでは、全部のれん方式の採用や少数株主持分を持分に含めることといった、経済的単一体概念に基づく会計処理が提案されている。さらに両審議会は概念フレームワークプロジェクトも進めており、2006年7月に公表された予備的見解では、経済的単一体概念を支持することを明記している。

一方、ASBJは親会社概念を支持することを表明しており、こうしたFASB・IASBの動向に対して否定的であった。しかし「東京合意」を踏まえて2008年12月に公表された連結会計基準では、全面時価評価法への一本化や少数株主損益調整前当期純利益の開示が採用されており、経済的単一体概念を大幅に取り入れた内容となっている。

このように、各会計基準設定機関の連結会計処理は1つに収斂されつつあるようにもみえる。しかし、ASBJとFASB・IASBの間には前者が親会社概念を支持し、後者が経済的単一体概念を支持しているという基本的な違いがある。一方で両者は、それぞれが支持しない連結基礎概念を全面的に否定するわけではないという共通点を持つ。すなわちこれら各会計基準設定機関は、どちらの連結基礎概念を主に支持するかという違いはあるものの、連結会計処理の中に2つの連結基礎概念が混在する状況を、ある程度は容認していると考えられる。

第3章 コメントレーターにみる連結基礎概念

第3章では、FASBが2005年6月に公表した2つの公開草案を取り上げ、それらに寄せられたコメントレーターの分析を行っている。1つは修正SFAS141公開草案であり、いま1つは修正ARB51公開草案である。両公開草案は、ともに経済的単一体概念に基づく会計処理を提案している。

修正SFAS141公開草案のコメントレーター分析では、のれん以外の資産および負債に全面時価評価法を適用することについては7割以上のコメントレーター回答者が賛成しているのに対し、全部のれん方式の採用については4割弱の支持しか得られていないことが明らかにされる。また、全部のれん方式に対する反対理由として最も多く挙げたのが、測定値の信頼性に対する懸念であることも示される。

一方、修正 ARB51 公開草案のコメントレーター分析では、少数株主持分を持分に含めることに対して 6 割以上のコメントレーター回答者が反対していることが明らかにされる。また、反対理由として最も多く挙げたのが、経済的単一体概念への移行に反対だからというものであることも示される。

以上から、コメントレーター回答者は、総じて資産および負債の評価方法については経済的単一体概念に基づく処理を、のれんの計上方法および少数株主持分の表示については親会社概念に基づく処理を支持していると考えられる。ここから、コメントレーター回答者が必ずしも 1 つの連結基礎概念に基づく会計処理を支持しているわけではないことが示唆される。

そして 2007 年 12 月、FASB は修正 SFAS141「企業結合」および SFAS160「連結財務諸表における少数株主持分」の 2 つを公表した。これらは基本的に公開草案における提案を引き継ぐ内容になっており、コメントレーターで示された多くの反対意見が十分に反映されたとは言い難い。いずれも、FASB が経済的単一体概念への移行を推進した結果であると捉えることができる。しかし、SFAS160 の随所には親会社概念を想起させる会計処理が残されており、これをもって完全に経済的単一体概念に移行したと断言することは難しい。

第4章 所有権理論からみた連結会計の検討

FASB・IASB は経済的単一体概念を主に支持しているものの、両審議会の認める連結会計処理の中には親会社概念の影響が随所に見受けられる。一方、ASBJ は親会社概念を主に支持しているものの、経済的単一体概念に基づく会計処理を一部で採用している。このように、現行の連結会計処理の中には親会社概念と経済的単一体概念という 2 つの連結基礎概念が混在している。

第 4 章では、新制度派経済学における所有権理論を分析視点に用いて、現行の連結会計処理の背後にある論理の解明を試みている。同理論によれば、所有権は資産の利用方法を定める権利である残余コントロール権と、利益を請求する権利である残余請求権という 2 つの側面を持つ。

子会社に少数株主が存在する場合には、親会社が実質的にすべての残余コントロール権を握っているものの、残余請求権については持株比率に応じて少数株主と分け合っていることになる。よって、100%未滿取得の子会社化の会計処理を検討する際には、これら 2 つの側面を区別する必要があると考えられる。

第 4 章では、こうした点を踏まえて所有権理論の観点から連結会計処理を検討している。その結果、のれんの計上方法については議論の余地があるものの、それ以外のわが国の会計処理は所有権理論と整合的であり、残余コントロール権と残余請求権という 2 つの観点から整理できることが明らかになる。つまり、わが国の連結会計処理の背後には明確な論理が存在し、一概に「混在」した状態とはいえないの

である。

さらにこの章では、所有権理論を用いて関連会社およびジョイントベンチャーの会計処理についても検討している。その結果、関連会社については持分法が、ジョイントベンチャーについては比例連結が、所有権理論と整合的な会計処理であることが示唆される。

第5章 連結基礎概念をめぐる意見対立の要因分析

連結基礎概念をめぐる、ASBJ と FASB・IASB の間で意見対立が生じている。ASBJ が主に親会社概念を支持しているのに対し、FASB・IASB は主に経済的単一体概念を支持しているのである。第5章では、所有権理論を用いてこうした意見対立の要因について検討している。検討にあたっては、議論を簡略化するため、日米（ASBJ と FASB）の相違点を主に取り上げている。

この章ではまず、所有権理論の観点から連結基礎概念を検討している。その結果、「親会社概念は残余請求権を、経済的単一体概念は残余コントロール権を重視する考え方である」という知見が得られる。そして、この知見と上述の意見対立に基づいて、「ASBJ は残余請求権を、FASB（・IASB）は残余コントロール権を重視した会計基準設定を行っている」という仮説を設定する。

仮説の検証にあたっては、これまで必ずしも連結会計と結び付けられてこなかった2つの論点を取り上げている。1つは利益観および持分概念についてであり、いま1つは自己創設のれんについてである。分析の結果、いずれの論点においても日米の意見相違の背後に所有権に対する考え方の違いが潜んでいることが示唆される。よって連結基礎概念をめぐる意見対立が生じているのは、会計基準設定において重視する所有権の側面が異なるためだと考えられる。

さらにこの章では、仮説の背後にある要因、すなわち日米の会計基準設定機関で重視する所有権の側面が異なる要因について検討している。そして、会計を取り巻く環境の違い（アングロ・アメリカン型かフランコ・ジャーマン型か）や企業観に対する歴史的通念の違い（株式所有と企業支配が直結しているか否か）が、そうした違いをもたらした可能性があることを指摘している。

第6章 資産および負債の評価方法に関する実証研究

買収時の資産および負債の評価方法には、部分時価評価法と全面時価評価法の2つがある。FASB・IASB は全面時価評価法のみ認めているのに対し、わが国では両者の選択適用が認められていた。しかし、ASBJ が2008年12月に公表した連結会計基準では部分時価評価法が廃止されており、資産および負債の評価方法は国際的に全面時価評価法へと収斂されつつある。

こうした点を踏まえて第6章では、わが国で部分時価評価法を採用している企業

と全面時価評価法を採用している企業の間で、会計数値の特性（利益の持続性、連結財務諸表の将来予測能力、価値関連性）がどのように異なるかを検証している。検証に先立って、東証一部・二部上場企業から抽出したサンプルのうち部分時価評価法を採用している企業の割合を調査したところ、3.7%であることが明らかになる。これは、全面時価評価法に一本化したとしてもわが国の上場企業全体に与える影響がわずかであることを示唆している。

つづいて、部分時価評価法を採用している企業の会計数値の特性を明らかにするため、コントロールサンプルを抽出している。具体的には、マッチド・ペア法に基づいて部分時価評価法採用サンプル（部分サンプル）と同数の全面時価評価法採用サンプル（全面サンプル）を抽出し、両者の会計数値の特性がどのように異なるのかを検証している。

まず利益の持続性については、営業利益と経常利益の持続性について両者に大きな差はないものの、連結純利益（＝親会社利益＋少数株主利益）と親会社利益の持続性については部分サンプルが全面サンプルを下回っていることを示唆する証拠が得られている。次に連結財務諸表の将来予測能力については、翌期の自己資本利益率に対する部分サンプルの連結財務諸表の説明力が、全面サンプルにおけるそれよりも低いことを示唆する証拠が得られている。そして価値関連性については、親会社持分と経常利益の価値関連性について両者に大きな差はないものの、連結純利益と親会社利益の価値関連性については部分サンプルがコントロールサンプルを下回っていることを示唆する証拠が得られている。

以上から、部分時価評価法を採用している企業は全面時価評価法を採用している企業に比べて、総じて利益の持続性、連結財務諸表の将来予測能力、価値関連性が低いと考えられる。こうした検証結果は、わが国でも全面時価評価法への一本化を図ることによって、部分時価評価法を採用している企業の連結財務諸表の有用性が高まることを示唆しているといえる。そしてこれは、所有権理論の観点から得られた知見とも矛盾しない。

第7章 のれんの計上方法に関する実証研究

のれん（連結調整勘定）の計上方法には、買入れのれん方式と全部のれん方式の2つがある。FASBは全部のれん方式のみ認めているのに対して、IASBは両者の選択適用を認めている。そして、ASBJは買入れのれん方式のみ認めている。このように、のれんの計上方法は各会計基準設定機関によって異なっており、コンバージェンスが達成されているとは言い難い状況にある。

買入れのれん方式の下では、全部のれん方式を採用した場合に比べて、連結調整勘定、少数株主持分、連結調整勘定償却費が過少計上されている可能性がある。第7章では、どちらの計上方法が望ましいかについて示唆を得るため、投資家がこう

した過少計上を株式価値評価に反映させているか否かについて検証している。

まず、連結調整勘定、少数株主持分、連結調整勘定償却費の価値関連性を検証している。その結果、投資家は連結調整勘定を資産、少数株主持分を負債、連結調整勘定償却費を費用とみなしているものの、株式価値評価には反映させていないことを示唆する証拠が得られている。

つづいて、投資家が買入れのれん方式による潜在的な過少計上を株式価値評価に反映させているか否かについて検証している。その結果、投資家は連結調整勘定、少数株主持分、連結調整勘定償却費のいずれについても、過少計上を株式価値評価に反映させているわけではないことを示唆する証拠が得られている。

以上から、価値関連性の観点から全部のれん方式の採用を支持することはできないと考えられる。全部のれん方式を採用することによって、株式価値との関係が不明確な連結調整勘定、少数株主持分、連結調整勘定償却費が増加し、連結財務諸表の意思決定有用性が低下する恐れがある。わが国で全部のれん方式を採用すべきか否かについては、こうした点を踏まえて慎重に検討されるべきであろう。

第8章 少数株主利益の表示に関する実証研究

FASB・IASB は、親会社利益と少数株主利益を合計したものを純利益とし、親会社利益はその内訳として表示することを義務付けている。それに対して ASBJ は、少数株主損益調整前当期純利益の開示を採用しているものの、依然として親会社利益のみを純利益としている。

このように FASB・IASB と ASBJ は、少数株主利益を純利益に含めるか否かについて意見を異にしている。こうした点を踏まえて第8章では、少数株主利益と親会社利益の区分表示が投資家の意思決定に有用な情報を提供しているか否かについて検証している。

まず少数株主利益比率（少数株主利益を親会社利益と少数株主利益の合計額で除した値）と利益の持続性の関係を検証し、同比率が高い企業ほど利益の持続性が低いことを示唆する証拠が得られている。これは、親会社と子会社少数株主間の利害対立によるものだと考えられる。

つづいて、少数株主利益／親会社利益の区分に対する株式市場の評価について検証している。その結果、投資家は少数株主利益比率が高い企業について、少数株主利益／親会社利益の区分を用いて経常利益の調整を行っていることを示唆する証拠が得られている。これは、両者の区分の有用性を示す1つの証拠といえる。

一方、投資家は、株主間利害対立による利益の持続性の低下を株式価値評価には反映させていないことを示唆する証拠も得られている。この理由として、投資家が利益の持続性以外の観点から少数株主利益比率が高い企業を評価している可能性を指摘することができる。

こうした検証結果を踏まえると、少数株主利益／親会社利益の区分は投資家の意思決定に有用な情報であるため、無くすべきではないと考えられる。現時点ではいずれの会計基準設定機関も採用していないが、経済的単一体概念に完全に移行し、少数株主利益を含めた純利益のみを開示することは、価値関連性の観点からは望ましくないと見える。

また、株式価値評価にあたって少数株主利益比率が高い企業の経常利益が調整されていることを示唆する検証結果を踏まえると、投資家は持続可能な親会社利益の代理変数として経常利益を用いているのであり、少数株主利益を含めた利益のそれとして用いているのではないと考えられる。よって、親会社利益に少数株主利益を加えた利益を開示するとしても、純利益は親会社利益であるべきだと考えられる。そしてこれは、所有権理論の観点から得られた知見とも矛盾しない。

第9章 連結決算中心主義下における個別利益の役割

残余請求権とは、すべての収益から負債、経費、その他の契約に定められた支払い義務を差し引いた後に残る残余利益に対する権利である。これまでの章では、残余請求権の対象となる残余利益は、専ら連結財務諸表上の純利益（親会社利益）を表していた。

しかし会社法上、親会社株主が請求する権利を持っているのは個別財務諸表上の純利益（個別利益）であり、個別財務諸表に基づく配当限度額である。親会社株主は、たとえ親会社が好業績の子会社を抱え、連結財務諸表上で多額の利益を計上していたとしても、個別財務諸表に基づいて算定された限度額を超える配当を請求することはできないのである。

第9章ではこうした点に注目し、連結決算中心主義下における個別利益の役割について実証的に検証している。具体的には、連結決算中心主義に移行後の個別利益調整の有無、および配当政策が個別利益調整に与える影響について分析している。

検証の結果、経営者は連結決算中心主義に移行後も利益調整を通じて個別損失を回避しようとしており、そうした傾向は前期無配企業よりも前期有配企業の方が強いことを示唆する証拠が得られている。さらに、前期有配企業の経営者は損失回避に加えて前期配当額を個別利益のベンチマークとしていることを示唆する証拠も得られている。

配当政策は、株主・経営者・債権者の利害に大きな影響を与える。経営者が損失回避や前期配当額をベンチマークとして個別利益調整を行っていることは、連結決算中心主義に移行後も、個別利益が三者の間で結ばれる契約において重要な役割を果たしていることを示唆する。実際にこの章では、外国法人等持株比率と有利子負債比率が、前期配当額ベンチマークの達成に影響を与えていることを示唆する証拠も得られている。

第10章 結論と今後の展望

結びとなる第10章では、各章で得られた知見を踏まえて、本論文の結論や貢献、今後の研究の展望について述べている。本論文の主な結論は、以下の通りである。

本論文の1つめの目的は、会計基準設定における連結基礎概念の意義を明らかにすることであった。各章の知見を踏まえると、2つの連結基礎概念が混在している現状の背後には一定の論理が存在しており、そうした状況は価値関連性の観点からも否定されるわけではない。ここから、各基準設定機関がそうしているように、2つの連結基礎概念に基づいて会計基準設定を行うことには、ある程度の合理性が認められると考えられる。

本論文の2つめの目的は、連結基礎概念をめぐる意見対立の本質を明らかにすることであった。これに関する本論文の結論は、所有権に対する考え方の違い、すなわちASBJが残余請求権を重視した会計基準設定を行っているのに対し、IASB（・IASB）は残余コントロール権を重視した会計基準設定を行っているという違いが、連結基礎概念をめぐる意見対立を生み出している、というものである。またこうした意見対立の背景には、会計システムに影響を及ぼすローカルな要因の違いが潜んでいる可能性がある。

本論文の3つめの目的は、会計基準設定機関が関心を寄せる論点を検討することであった。ここでは、連結会計に関する4つの論点（連結範囲の決定方法、支配概念、持分の特徴、特別目的事業体）と概念フレームワークに関する2つの論点（報告主体の境界、共通支配下にあるエンティティ）を、所有権理論の観点から検討している。そして、所有権理論がこれらの論点の多くに対して示唆を与え得ることが明らかにされる。

さらにこの章では、本論文の貢献として3点を指摘している。すなわち、現行の連結会計処理の背後にある論理の解明を試みたこと、所有権理論という会計研究にとって新しい分析視点を提示したこと、連結決算中心主義下における個別財務諸表の役割に関する実証的証拠を提示したこと、の3点である。

そして最後に、今後の研究の展望として3点を挙げている。すなわち、所有権理論の観点から検討する企業形態の範囲を拡大すること、所有権理論の観点から負債と持分の区分についてより詳しく検討すること、配当政策が利益調整に与える影響についてより詳しく検討すること、の3点である。

以上。